



The Knights

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2  
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817  
URL: www.knights.co.jp

## PFHxS が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について

令和4年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会等の合同会合が2023年1月17日に開催されました。

この会合で、第一種特定化学物質に指定することが適当とされた「ペルフルオロ(ヘキサノールスルホン酸)(別名 PFHxS)又はその塩」及び「ペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はその塩」が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について、以下の報告案が示されました。

1. 使用されている場合に輸入することができない製品\*
  - ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
  - ・はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤等、合計10種
2. 使用できる用途
  - ・全ての用途について使用を禁止
3. 使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならない製品\*
  - ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

\*製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。今後の予定(不確定要素を含むため、前後する可能性があります。)

- ・2023年2月頃:措置内容に関するパブリックコメント
- ・2023年夏以降:TBT 通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
- ・2023年秋以降:改正政令公布
- ・2024年春以降:施行

当社では、PFHxS等のPFAS分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2023年1月10日付 環境省報道発表資料](#)

有機分析箇所 金井佑生

## REACH 規則で PFAS を制限する提案を5ヶ国が提出

デンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの各国当局が、欧州連合(EU)の化学物質規制である REACH 規則に基づく有機フッ素化合物(PFAS)を制限する提案を欧州化学物質庁(ECHA)に提出しました。過去3年間、5ヶ国の当局は、さまざまなPFAS、それらの用途、およびそれらが人々や環境にもたらす可能性のあるリスクを調査してきました。詳細な提案内容は2023年2月に公表される予定です。

<今後の予定>

2023年3月の会議で、ECHAのリスクアセスメント評価(RAC)および社会経済分析(SEAC)の科学委員会は提案された制限がREACHの法的要件を満たしていることを確認します。妥当であることが確認されれば、委員会は提案の科学的評価を開始します。

当社では、PFOS、PFOA、PFCA、PFHxS等のPFAS分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2023年1月13日付 欧州化学物質庁(ECHA)

[ホームページ\(英文\)](#)

有機分析箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 第9次水質総量規制について](#)
- [2. 労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示について](#)
- [3. 化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について](#)
- [4. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理の認定申請について](#)
- [5. PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議\(第1回\)について](#)
- [6. 令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会について](#)



当社では毎月メールマガジンを配信しております!

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのようなお悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)